



令和2年度 決算状況	令和2年度国調	62,411人	区分	住民基本台帳人口	うち日本人	産業構造	平成27年度国調	平成22年度国調	都道府県名	団体名	市町村類型	II-3				
	平成27年度国調	61,674人		令和3.1.1	63,162人		61,867人	区分					12	千葉県	2327	地方交付税種地
	増減率	1.2%		増減率	0.3%		増減率	第1次					1,083	1,148	白井市	2-7

歳入の状況 (単位：千円・%)				
区分	決算額	構成比	経常一般財源等	構成比
地方譲与税	9,322,147	33.1	8,766,640	76.0
地方譲与税	161,668	0.6	161,668	1.4
利息割交付金	7,741	0.0	7,741	0.1
配当割交付金	46,320	0.2	46,320	0.4
株式等譲渡所得割交付金	56,306	0.2	56,306	0.5
分離課税所得割交付金	-	-	-	-
地方消費税交付金	1,262,803	4.5	1,262,803	11.0
ゴルフ場利用税交付金	20,755	0.1	20,755	0.2
特別地方消費税交付金	-	-	-	-
自動車取得税交付金	4	0.0	4	0.0
軽油引取税交付金	-	-	-	-
自動車税環境性能割交付金	19,821	0.1	19,821	0.2
法人事業税交付金	40,087	0.1	40,087	0.3
地方特別交付金	80,745	0.3	80,745	0.7
内 借入金戻差取補填特例交付金	68,541	0.2	68,541	0.6
自動車税減取補填特例交付金	9,393	0.0	9,393	0.0
課 自動車税減取補填特例交付金	2,811	0.0	2,811	0.1
地方交付税	1,108,256	3.9	988,458	8.6
内 普通交付税	988,458	3.5	988,458	8.6
特別交付税	119,528	0.4	-	-
震災復興特別交付税	270	0.0	-	-
(一般財源計)	12,126,653	43.1	11,451,348	99.3
交通安全対策特別交付金	6,721	0.0	6,721	0.1
分担金・負担金	365,388	1.3	6,105	0.1
使 用 料	171,989	0.6	38,158	0.3
手数料	43,039	0.2	110	0.0
国庫支出金	10,146,984	36.0	-	-
国有提供交付金	-	-	-	-
(特別区財調交付金)	-	-	-	-
都道府県支出金	1,405,130	5.0	-	-
財道産収入	5,278	0.0	4,711	0.0
寄附	146,155	0.5	-	-
繰入金	911,031	3.2	-	-
繰越	995,971	3.5	-	-
諸収入	322,939	1.1	23,303	0.2
地方債	1,516,778	5.4	-	-
うち減取補填債(特例分)	-	-	-	-
うち臨時特例債	-	-	-	-
② 臨時財政対策債	677,892	2.4	-	-
歳入合計	28,164,056	100.0	③ 11,530,456	100.0

## 決算カードの見方

市町村税の状況 (単位：千円・%)			
区分	収入済額	構成比	超過課税分
普通	8,766,640	94.0	-
法定普通税	8,766,640	94.0	-
市町村民税	4,376,485	46.9	-
内 個人均等割	113,437	1.2	-
所得割	3,866,801	41.5	-
法人均等割	159,846	1.7	-
法人税	236,401	2.5	-
固定資産税	3,820,444	41.0	-
うち純固定資産税	3,786,734	40.6	-
軽自動車税	112,548	1.2	-
市町村たばこ税	457,163	4.9	-
鉱産税	-	-	-
特別土地保有税	-	-	-
法定外普通税	-	-	-
日的	555,507	6.0	-
法定目的税	555,507	6.0	-
内 入湯	-	-	-
事業所	-	-	-
都市計画税	555,507	6.0	-
水利地益税	-	-	-
法定外目的税	-	-	-
旧法による	-	-	-
合	9,322,147	100.0	-

収入		支出			
歳入総額	28,164,056	歳出総額	20,742,200		
歳入総額	27,162,755	歳出総額	19,746,229		
翌年度に繰越すべき財源	1,001,301	繰越引	995,971		
実質収支	172,889	実質収支	194,345		
⑩ 本年度に繰越すべき財源	828,412	⑩ 本年度に繰越すべき財源	801,626		
⑪ 繰越引	26,786	⑪ 繰越引	100,200		
繰上償還金	510,675	繰上償還金	499,074		
繰上償還金	-	繰上償還金	-		
繰上償還金	732,196	繰上償還金	736,064		
繰上償還金	-194,735	繰上償還金	-136,790		
区 分	職員数(人)	給料月額(百円)	人当たり平均給料月額(百円)		
一般	350	1,081,850	3,091		
うち消防職員	-	-	-		
うち技術労務員	9	26,190	2,910		
教養職員	6	23,742	3,957		
臨時職員	-	-	-		
等合	356	1,105,592	3,106		
ラスパイレス指教	-	-	101.3		
部事務組合加入の状況	特別職等	定数	適用開始年月	人当たり平均給料(報酬)月額(百円)	
議員公務災害	○	○	1	1.10.01	7,470
非常勤公務災害	○	○	1	1.10.01	6,555
退職手当	○	○	1	1.10.01	6,370
事務機共同	○	○	1	6.04.01	3,900
税務事務	○	○	1	6.04.01	3,200
老人福祉	○	○	19	6.04.01	3,000
伝染病	○	○	-	-	-
ごみ処理	○	○	1	1.10.01	7,470
火葬場	○	○	1	1.10.01	6,370
常備消防	○	○	1	6.04.01	3,900
小学校	○	○	1	6.04.01	3,200
中学校	○	○	19	6.04.01	3,000
その他	○	○	-	-	-

性質別歳出の状況 (単位：千円・%)					目的別歳出の状況 (単位：千円・%)					区分		
区分	決算額	構成比	充当一般財源等	経常経費充当一般財源等	経常収支比率	区分	決算額	構成比	(A)のうち	(A)のうち	基準財政収入額	8,239,473
人件費	3,261,273	12.0	3,049,816	2,359,368	19.3	議会	192,780	0.7	-	192,745	基準財政需要額	9,230,897
うち職員給与	2,118,654	7.8	1,961,868	-	-	総務	8,928,781	32.9	104,640	2,102,415	標準財政収入額等	10,522,237
扶助費	4,808,128	17.7	1,330,154	1,312,889	10.8	民生	7,939,688	29.2	89,340	3,951,667	標準財政規模	⑬ 12,188,587
④ 公債	1,756,842	6.5	1,756,842	1,756,842	14.4	衛生	1,588,690	5.8	9,344	1,440,612	財政力指数	0.89
内 元金	1,676,930	6.2	1,676,930	1,676,930	13.7	労働	-	-	-	-	実質収支比率(%)	⑭ 6.8
⑤ 時借入	79,912	0.3	79,912	79,912	0.7	農林水産	240,015	0.9	18,218	90,154	実質負担比率(%)	⑮ 11.7
(義務的経費計)	9,826,243	36.2	6,136,812	5,428,099	44.5	商工	233,321	0.9	-	100,090	健全	-
物件費	3,199,123	11.8	2,436,368	2,097,528	17.2	土木	1,794,660	6.6	878,139	1,105,642	実質赤字比率(%)	⑯ -
維持補修費	242,147	0.9	223,255	-	-	消防	1,296,414	4.8	9,319	1,215,895	完全	-
補助費等	9,469,508	34.9	2,578,812	2,087,367	17.1	教育	3,191,561	11.7	792,356	2,060,794	比	3.5
うち一部事務組合負担金	2,067,773	7.6	2,049,783	-	-	災害復旧	-	-	-	-	率化	57.2
繰出金	1,685,173	6.2	1,391,992	1,341,407	11.0	公債	1,756,842	6.5	-	1,756,842	積立金	⑰ 2,193,155
積立金	657,799	2.4	519,077	-	-	諸支出金	-	-	-	-	現在高	615
投資・出資金・貸付金	181,406	0.7	110,106	-	-	前年度繰上充用金	-	-	-	-	特定目的	⑱ 1,476,889
前年度繰上充用金	-	-	-	-	-	歳出合計	27,162,755	100.0	1,901,356	14,016,656	地方債	⑲ 21,356,371
投資的経費	1,901,356	7.0	620,096	-	-						物件等購入	6,396,486
うち人件費	227,953	0.8	227,953	-	-	⑥ 経常経費充当一般財源等計	11,107,656千円	-	-	-	保証の補償	2,813,623
内 普通建設事業費	1,901,356	7.0	620,096	-	-	⑦ 経常収支比率	91.0% (96.3%)	-	-	-	実質的なもの	-
うち補助	803,388	3.0	231,300	-	-	(減取補填債(特例分)、猶予特例債及び臨時財政対策債除く)	-	-	-	-	取益事業収入	-
うち単独費	1,090,126	4.0	384,954	-	-	⑧ 歳入一般財源等	15,018,157千円	-	-	-	土地開発基金現在高	⑳ 1,281,107
災害復旧事業費	-	-	-	-	-						徴収率	98.3
失業対策事業費	-	-	-	-	-						市町村民税	92.1
歳出合計	27,162,755	100.0	⑨ 14,016,856	-	-						純固定資産税	98.4

## 決算カードの見方

### 【実質収支比率】

実質収支比率とは、自治体の財政規模に対する実質収支の割合を示します。実質収支が正の数ならば黒字に、負の数ならば赤字になります。

算定式は、 $\text{実質収支比率} = \text{実質収支} \div \text{標準財政規模}$ です。

一般的に実質収支比率は、**3%から5%までが適正な範囲**とされています。

実質収支比率が3%を下回った場合、剰余金が少なく、翌年度の財政運営において不測の事態が生じた場合に弾力的な対応ができない状況が想定されます。

一方、5%を超える場合は、剰余金が多額に発生したことで、収入が当初より相当上回ったか、歳出の不用額が多く生じた状況を示しています。この場合、年度の途中でこうした実態を把握し、補正予算を編成すれば、その財源を有効に活用することができます。

実質単年度収支は、単年度収支に黒字要素となる基金積立金を加え、赤字要素である基金積立金取崩し額を差し引いたものです。

単年度収支は黒字でも、実質単年度収支が赤字なら、それは**基金（貯蓄）の取り崩しなどにより資金をやりくりしている状況**になります。

### 【実質赤字比率】

歳入決算額から、歳出決算額と翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた金額が、実質収支額となります。基本的にこの金額は黒字になります。

この赤字額の標準財政規模に対する割合が、市町村の場合は**20%になると、財政再生基準の対象団体**となり、また、**15%程度（市町村の財政規模に応じて11.25%から15%）になると早期健全化基準の対象団体**となります。（早期健全化団体はイエローカード、財政再生団体はレッドカードの状態）

財政再生基準以上の財政再生団体は、財政再生計画を議会の議決を経て定め、総務大臣の同意が必要で、総務大臣の同意がなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができなくなります。

財政再生計画を策定するに当たっては、各市町村の公共施設の使用料や保育料、住民票など証明書の発行手数料、国民健康保険料などを国の基準などにすることが求められます。

一方、歳出では、市町村が独自に実施している単独事業の廃止や各種団体への補助金の削減、道路・橋りょうなどの都市基盤整備や学校施設など住民生活に欠かせない公共施設の整備も延期せざるをえなくなるなど、**行政サービスの著しい低下が予想**されます。

## 【経常収支比率】

私たち個人の家計で、毎月の給料などの経常的な収入に対して、食費や家賃などの生活費や教育費などの経常的な支出の割合が大きくなると、突発的な事故などで急な出費が必要になったときに弾力的な対応をすることができなくなってしまいます。

市町村におけるこのような**財政の弾力性の度合いを判断する指標**の一つが「経常収支比率」です。

経常収支比率は、「経常的経費充当一般財源（人件費や扶助費のような経常的な支出）」の、「経常一般財源（税金など経常的な収入）」に対する割合です。

算定式は、 $\text{経常収支比率} = \text{経常経費充当一般財源等} \div \text{経常一般財源等}$ です。

この数値が**100%に近い**ということは、**経常的な収入で経常的な支出を賄えない状態にある**といえ、この場合、**預貯金を取り崩すか、借金をしてかろうじて財政を支えている**という状況です。

一般的に、経常収支比率は、**70%から80%までが適正な範囲**とされてきました。

しかし、この適正な水準は今から数十年以上も前に設定されている数値で、その頃市町村は、法律に基づく施策を中心に財政支出していた時代でした。一方、現在では、少子高齢化や環境問題、教育の振興、地域のまちづくりなど行政需要が複雑多岐にわたり、住民の要望にきめ細かく対応するための単独施策が増えている中で、**当時設定された水準が今の時代に相応しいのか考える必要**があります。（全国平均も90%超え）

この「適正」な水準を守ることに固執しすぎるとすると、必要な施策が十分に手当てされていない可能性も考えられます。

## 【公債費負担比率、公債費比率】

公債費負担比率と公債比率は、いずれも、借金等の返済に税金などの一般財源がどの程度使われているかを見るための指標で、**この水準が高いと、住民税等の一般財源の用途が硬直的になっている**といえ、**他の施策に振り向ける財源が窮屈になっている**ことを示します。公債費負担比率は、地方債の元利償還金等の「公債費」に充当された一般財源の、一般財源総額に対する割合を示す指標で、一般的に**15%を超えると「警戒ライン」、20%を超えると「危険ライン」**といわれています。

また、公債費比率は、公債費に充てられる一般財源額の標準財政規模に占める割合で示され、**10%を超えないことが好ましい**とされています。

算定式は、 $\text{公債費比率} = \text{公債費} \div \text{標準財政規模}$ です。

地方債は、本来、公共施設の整備など長期的に使用する財産を取得する際に、その負担を現在の住民だけでなく、将来の住民にも世代間の負担の公平性の観点から発行することが認められている制度ですが、一度に多くの地方債を発行して公共施設等を整備すると、将来の財政運営に支障をきたすので、これらの指標を活用して財政の健全度をチェックしようとするものです。

## 【地方債・公債費】

公債費関係の各種指標の見方と地方債の役割について述べましたが、地方債残高など将来債務残高を適正な規模にしていくことも財政運営では重要なポイントとなります。

まず、決算カードの地方債残高の過去5年間程度の残高の推移がどのようになっているか把握します。地方債には「**世代間の負担の公平**」という役割があり、残高をゼロにする必要はありませんが、住民生活の利便性等のために公共施設などを整備する財源として有効活用することも考えなければなりません。

しかし、際限なく地方債を発行すると将来の償還額が増加し、財政の硬直化が進むことになるので一定の目安を持つことが不可欠です。

そこで、各年度の歳出の公債費欄に掲げられている「元金」の決算額と、歳入の「地方債」の欄に掲げられている決算額を比較し、**『元金』>『地方債』**となっているか**点検しておくことが重要**です。

地方債の新たな発行額が、元金償還額未済ならば地方債残高が減少していくこととなり、いわゆる「**プライマリーバランス（基礎的財政収支）**」が**保たれている**といえます。

なお、地方債の中に「臨時財政対策債」が含まれていますが、臨時財政対策債は地方交付税の財源が不足した場合に、その穴埋めとして、地方自治体に自ら地方債を発行させて補填する制度で、形式的には自治体が地方債を発行し、償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されることになっています。

臨時財政対策債は、普通交付税の算定基準となる基準財政需要額にカウントされるものの、基準財政収入額が上回る財源超過団体の場合は、普通交付税の不交付団体なり、交付税による補填がありませんので、実質的には自治体の税収等一般財源から償還することになります。

## 【将来負担比率】

将来負担比率とは、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、**財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標**といえます。

将来負担比率の**早期健全化基準は、350%**となっていますが、私たちの暮らしに例えると「住宅ローンを組むにしても年収の3倍程度が限界」といわれているように、**標準財政規模の3.5倍程度を上限に財政運営を行っていくことが重要**です。

この比率が高い場合は、将来、実質公債費比率が増大するなど、財政運営上の問題が生じる可能性が高くなります。

## 【基金】

地方自治体は、年度間の財源調整や特定目的のための財源確保の一環として、年度の財政運営の中で一定額を積み立て、これを「基金」として管理することができるようになっていきます。

年度間の財源調整として地方自治体が設けているのが「**財政調整基金**」で、経済の急激な低迷により予想外に税収が落ち込んだ場合や甚大な災害による復旧費用が生じた場合に歳入欠陥とならないようにするために設けられています。

このほか、大規模な施設を建設するための財源としての「**特定目的基金**」を設置している地方自治体も多くあります。特に、高度成長期に建設した公共施設が今後大量に更新時期を迎える中で、公共施設の整備のための基金を設ける必要が迫られています。

基金の積み立て財源を確保するためには、財政調整基金は、地方財政法第7条の規定により、「**地方公共団体は、各年度の決算剰余金の2分の1を下回らない金額を積み立てるか地方債の繰上げ償還の財源に充てる**」とされていますので、決算剰余金を可能な限り積み立てる財政運営が求められます。

その他の基金については、例えば、土地等の財産を処分した際の収入や寄付金等の臨時的な収入が生じた場合には、**その財源を経常的な支出に使用してしまうのではなく、基金に積み立てて将来の支出に備えるような財政運営を心掛ける必要**があります。

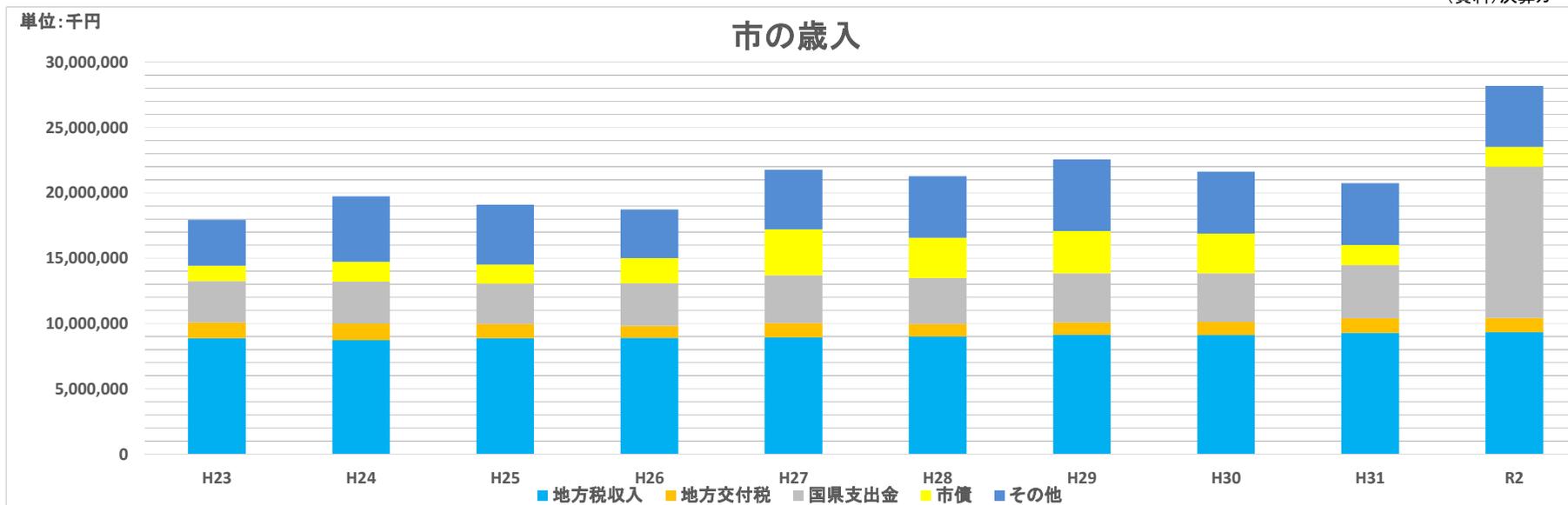
「基金残高」は多いにこしたことはありませんが、過大な積み立ては、世代間の公平の観点から好ましくなく、しっかりとした目標額を設定することが重要です。

「財政調整基金」の適正規模は、具体的に示されていませんが、**白井市は、標準財政規模の20%程度を目標値**としています。

## 白井市の財政状況について

### ●市の主な歳入の推移

(資料)決算カード



単位:千円

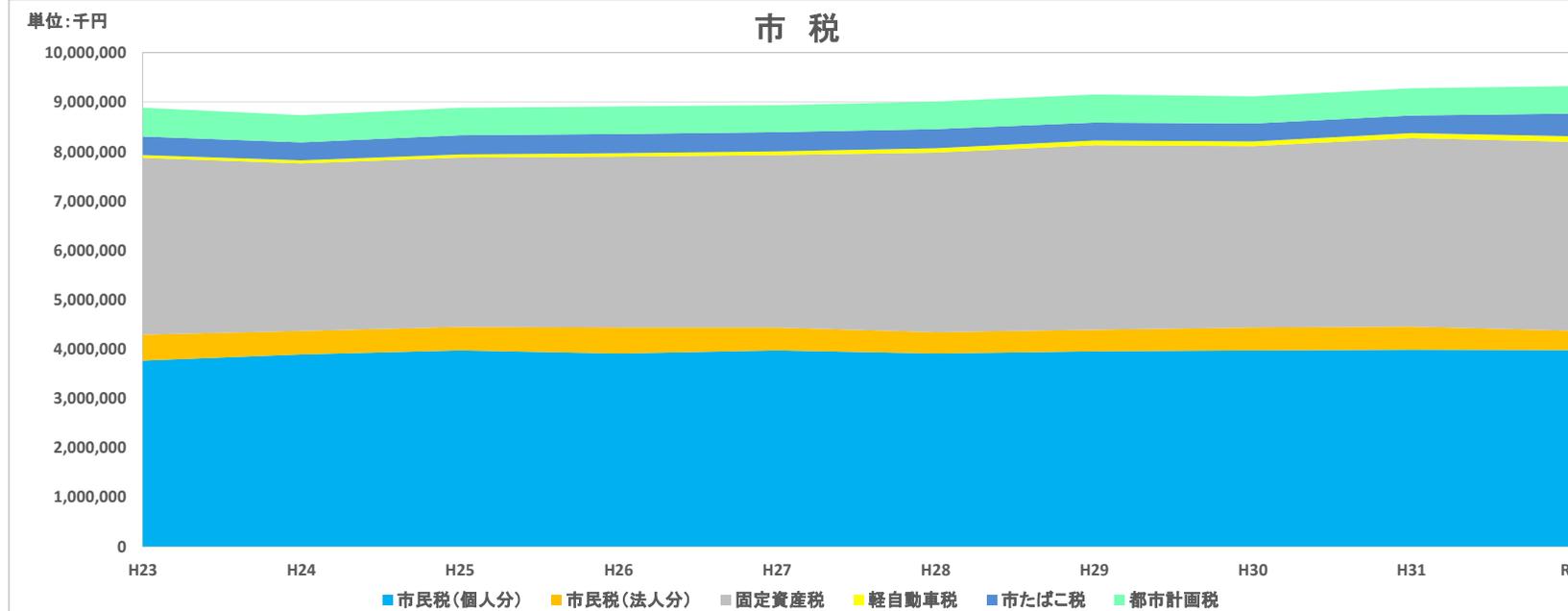
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
地方税収入	8,887,742	8,734,735	8,882,855	8,910,285	8,937,208	9,010,227	9,151,426	9,118,441	9,281,979	9,322,147
地方交付税	1,198,223	1,255,067	1,078,551	921,758	1,099,203	970,273	937,394	996,482	1,126,496	1,108,256
国庫支出金	3,160,771	3,200,006	3,085,022	3,242,397	3,668,398	3,507,130	3,766,453	3,725,129	4,061,717	11,552,114
市債	1,169,310	1,524,162	1,465,446	1,920,671	3,500,685	3,072,585	3,227,479	3,028,556	1,541,754	1,516,778
その他	3,512,862	5,017,266	4,572,842	3,732,545	4,546,103	4,715,064	5,460,611	4,746,917	4,730,254	4,664,761
合計	17,928,908	19,731,236	19,084,716	18,727,656	21,751,597	21,275,279	22,543,363	21,615,525	20,742,200	28,164,056

[補足]

市税	市民や市内に事務所などを持つ法人などに納めていただく税金で、市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税などがあります。
地方交付税	全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税といった国税の一定割合を財源として、国が一定基準により市に交付するものです。(平成27年度から、たばこ税は交付税の対象から外されています)
国庫支出金	国と市が共同で事業を行う場合、あらかじめ経費の負担割合を定めますが、それに基づいて、国が市に対して支出するものです。負担金、委託金、特定の施策の奨励、財政援助のための補助金などがあります。
県支出金	県が市に対して支出するものです。県自らの施策として単独で交付するものと、国庫支出金を県が経費の全部又は一部として交付するものがあります。
市債(地方債)	長期間にわたって利用することができ、多額の経費が必要なものの財源に充てるため、市が、政府や銀行などから調達する長期的な借入金です。
その他	地方譲与税、地方消費税交付金、使用料、手数料、諸収入などがあります。

## ●市税の推移

(資料)決算カード



単位:千円

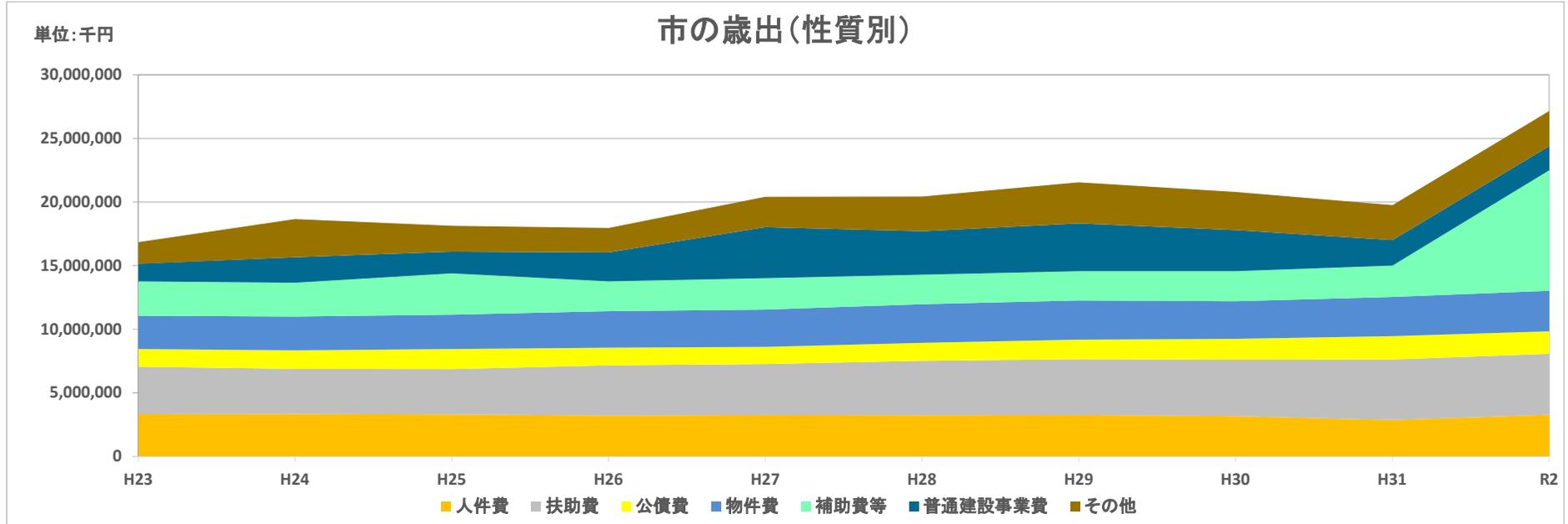
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
市民税(個人分)	3,766,714	3,894,432	3,969,925	3,911,697	3,971,926	3,912,916	3,958,071	3,970,627	3,987,219	3,980,238
市民税(法人分)	525,942	474,892	481,087	523,590	468,080	428,859	436,705	469,157	469,480	396,247
固定資産税	3,578,141	3,390,901	3,423,778	3,461,735	3,489,789	3,633,371	3,734,455	3,667,798	3,812,655	3,820,444
軽自動車税	58,597	59,997	64,140	68,220	71,847	87,470	93,368	99,251	104,410	112,548
市たばこ税	373,628	364,957	392,886	390,746	388,959	389,973	363,758	358,398	357,230	457,163
都市計画税	584,720	549,556	551,039	554,297	546,607	557,638	565,069	553,210	550,985	555,507
合計	8,887,742	8,734,735	8,882,855	8,910,285	8,937,208	9,010,227	9,151,426	9,118,441	9,281,979	9,322,147

### 【補足】

個人市民税	前年1年間の給与、商店経営による売上げ、アパート等の賃借料、株式等の譲渡益などの所得に対して課される税であり、原則として1月1日現在の住所地で課税されます。
法人市民税	市内に事務所や事業所等がある法人に対して課される税であり、法人の収益に応じて計算される法人税割と、法人の規模によって課される均等割を合算して算出します。
固定資産税	土地・家屋(住宅、店舗、工場、事務所等)・償却資産(事業のために用いる建築物・機械等)を対象として、毎年1月1日現在に所有する方にその価格に応じて納めていただく税金です。
軽自動車税	毎年4月1日現在の原動機付自転車、軽自動車等の所有者にかかる税で、税率は種類別に1台当りの年税額で決められています。
市たばこ税	たばこの製造者(日本たばこ産業株式会社)、特定販売業者(外国産たばこの輸入を取り扱う者)又は卸売販売業者が、市内のたばこ小売販売業者に売り渡した製造たばこに対し、日本たばこ産業株式会社、特定販売業者又は卸売販売業者にかかる税金です。
都市計画税	街路・公園整備事業等の都市計画施設の建設・整備などの都市計画事業等の費用に充てるため、都市計画法による市街化区域内に所在する土地及び家屋を対象として、毎年1月1日現在に所有する方に土地及び家屋の価格に応じて固定資産税とあわせて納めていただく税金です。

# ●市の歳出(性質別)の推移

(資料)決算カード



単位:千円

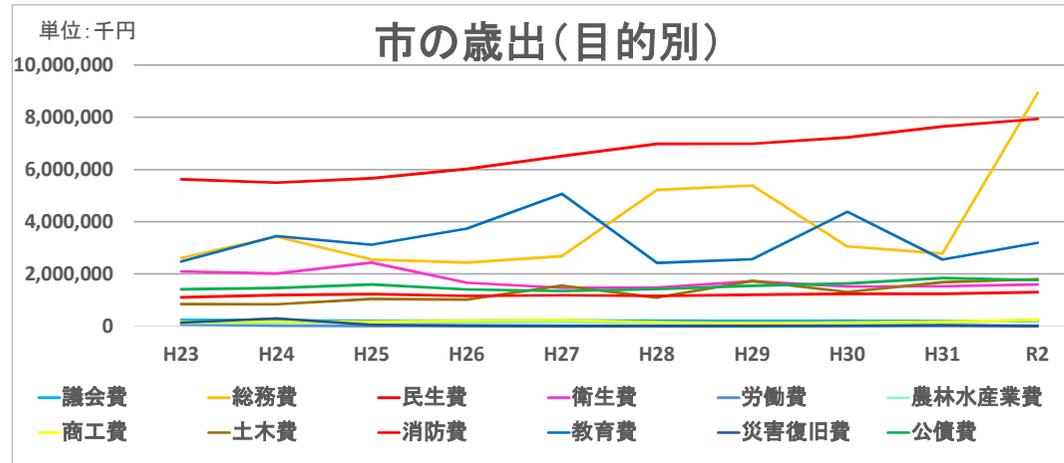
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
人件費	3,308,634	3,323,945	3,281,248	3,209,897	3,260,199	3,222,055	3,236,766	3,164,419	2,866,190	3,261,273
扶助費	3,728,764	3,556,073	3,577,475	3,937,193	3,998,682	4,281,959	4,404,679	4,443,621	4,748,256	4,808,128
公債費	1,406,634	1,460,585	1,591,814	1,402,164	1,339,947	1,414,007	1,542,277	1,629,157	1,837,396	1,756,842
物件費	2,603,243	2,656,498	2,685,372	2,863,079	2,948,338	3,048,221	3,071,538	2,964,846	3,079,153	3,199,123
補助費等	2,713,761	2,658,060	3,258,815	2,344,844	2,476,186	2,317,030	2,312,167	2,358,367	2,481,723	9,469,508
普通建設事業費	1,381,695	2,010,512	1,705,594	2,275,905	3,990,086	3,427,347	3,738,354	3,223,912	2,001,153	1,901,356
その他	1,698,478	2,998,216	2,035,472	1,926,254	2,388,075	2,715,645	3,238,498	3,004,605	2,732,358	2,766,525
歳出額	16,841,209	18,663,889	18,135,790	17,959,336	20,401,513	20,426,264	21,544,279	20,788,927	19,746,229	27,162,755

(補足)

人件費	職員の給与や職員、特別職の職員への報酬などの経費です。
扶助費	社会保障制度の一環として現金や物品などを支給される費用です。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づくもののほか、子ども医療費の公費負担など市の施策として行うものも含まれます。
公債費	市債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。
物件費	人件費、扶助費、維持補修費などを除く、消費的な費用(支出の効果が単年度又は極めて短期間で終わるもの)の総称です。賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料などが含まれます。
補助費等	主に市が市内の団体などに補助するために交付する費用です。団体などへの補助金の他に、一部事務組合負担金、報償費などが含まれます。
普通建設事業費	道路の新設や施設の増改築・新設などの建設事業に要する費用です。工事請負費、設計監理委託料のほか、資本形成に関する補助金や人件費なども含まれます。
その他	市が管理する公共用又は公用施設等の効用を維持するための費用である維持補修費、基金等に積み立てるための費用である積立金などがあります。

## ●市の歳出(目的別)の推移

(資料)決算カード



単位:千円

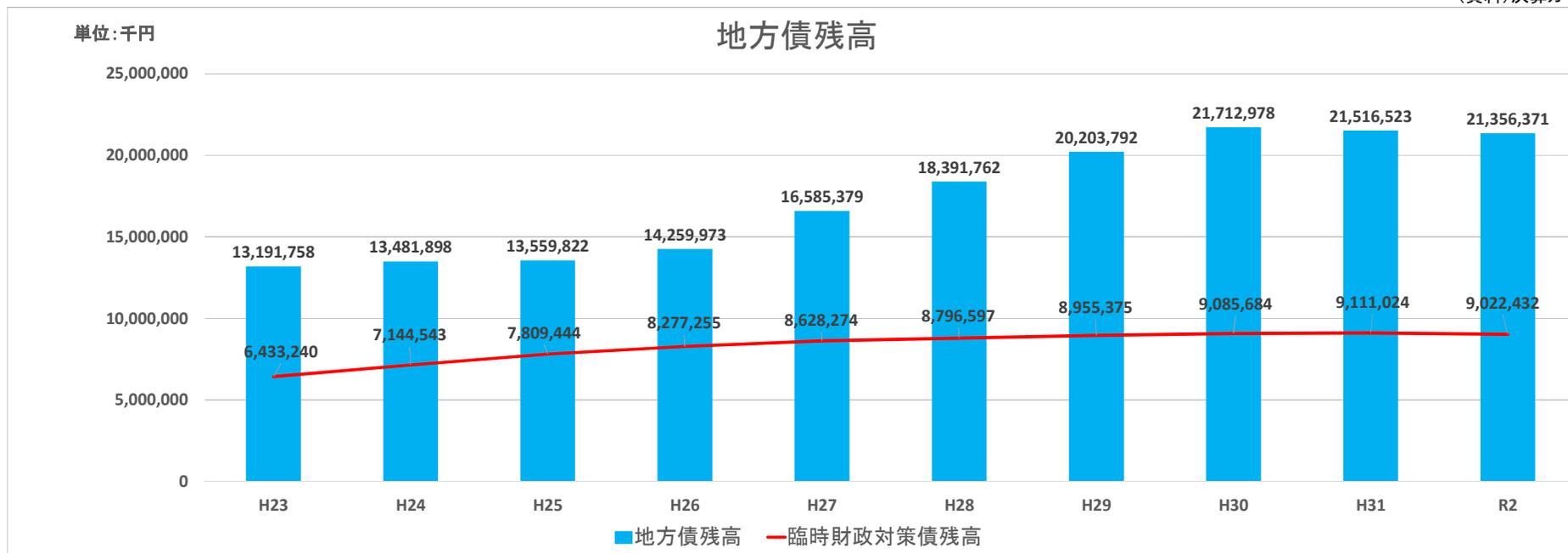
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
議会費	233,240	214,718	206,763	206,465	213,516	200,255	198,465	200,270	191,487	192,780
総務費	2,609,590	3,424,953	2,544,002	2,429,415	2,678,763	5,221,446	5,388,906	3,049,474	2,779,436	8,928,781
民生費	5,623,630	5,498,027	5,658,797	6,019,357	6,512,006	6,978,010	6,990,094	7,229,530	7,649,420	7,939,688
衛生費	2,089,567	2,009,826	2,429,265	1,659,785	1,462,531	1,475,198	1,714,048	1,515,139	1,523,821	1,588,690
労働費	64,288	14,350	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産業費	109,846	114,194	126,317	130,892	161,163	115,652	118,255	106,584	109,160	240,015
商工費	164,483	167,362	165,935	204,687	230,268	146,341	104,554	130,447	161,221	233,321
土木費	844,105	834,141	1,037,975	1,013,228	1,551,403	1,089,761	1,728,891	1,300,946	1,679,092	1,794,660
消防費	1,098,694	1,186,678	1,219,498	1,154,123	1,183,012	1,154,946	1,200,195	1,238,594	1,237,510	1,296,414
教育費	2,469,423	3,447,770	3,114,513	3,728,724	5,068,780	2,417,192	2,558,594	4,379,799	2,545,651	3,191,564
災害復旧費	127,709	291,285	40,911	10,496	124	3,456	0	8,987	32,035	0
公債費	1,406,634	1,460,585	1,591,814	1,402,164	1,339,947	1,414,007	1,542,277	1,629,157	1,837,396	1,756,842
諸支出金	0	0	0	0	0	210,000	0	0	0	0
合計	16,841,209	18,663,889	18,135,790	17,959,336	20,401,513	20,426,264	21,544,279	20,788,927	19,746,229	27,162,755

〔補足〕

議会費	市議会運営のための経費です。
総務費	人事、企画、財政、徴税、戸籍、統計や交通安全など他部門に属さない事業に要する経費です。
民生費	障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉、生活保護、福祉医療、国民年金などの事業に要する経費です。
衛生費	健康対策、母子保健、廃棄物処理、公害対策などの事業に要する経費です。
農林水産業費	農業振興などの事業に要する経費です。
商工費	商工業振興などの事業に要する経費です。
土木費	道路、河川、公園などの社会資本整備のための経費です。
消防費	火災、風水害、地震、消防団活動、消防防災対策などの事業に要する経費です。
教育費	学校教育・生涯学習の充実、文化・スポーツ振興などの経費です。
災害復旧費	大雨、暴風、地震などの災害により被災した施設を復旧するための経費です。
公債費	市債(市の借金)を返済する元利償還金(元金と利子)と一時的な借入れをした場合の支払利息のことをいいます。

## ●地方債残高の推移

(資料)決算カード

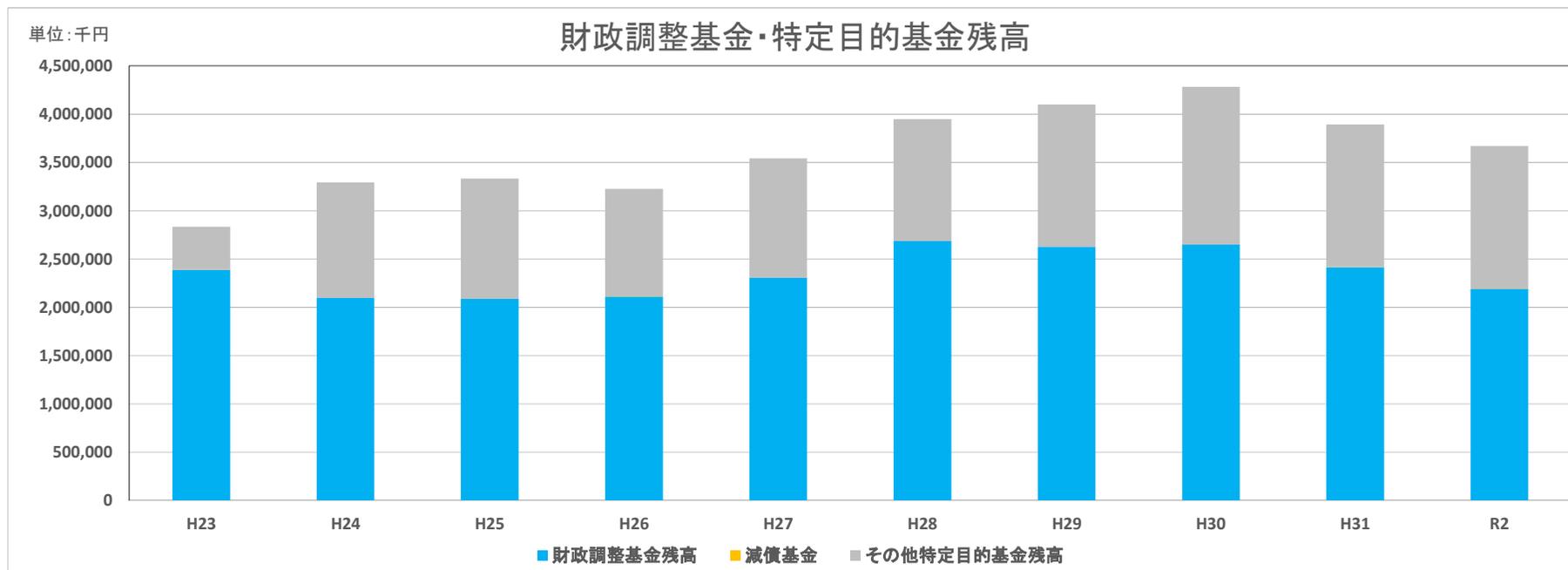


※ 地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものといいます。地方債は原則として、公営企業(交通、ガス、水道など)の経費や建設事業費の財源を調達する場合等、地方財政法第5条各号に掲げる場合においてのみ発行できることとなっています。

※ 交付税が不足する場合、平成13年度の地方財政対策の見直しで、国と地方の責任の明確化や国、地方を通ずる財政の透明化を図るため、不足額を国と地方で折半し、地方分について各団体で地方債を発行して補填することとされました。この地方債が「臨時財政対策債」で、地方財政法第5条の特例となる地方債(一般的に赤字地方債と言われる)です。

## ● 財政調整基金残高の推移

(資料)決算カード



単位：千円

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
財政調整基金残高	2,388,576	2,097,369	2,087,653	2,112,302	2,305,948	2,684,812	2,627,157	2,651,666	2,414,676	2,193,155
減債基金	615	615	615	615	615	615	615	615	615	615
その他特定目的基金残高	445,994	1,193,068	1,246,798	1,114,628	1,236,091	1,263,196	1,473,466	1,631,118	1,477,490	1,476,889
合計	2,835,185	3,291,052	3,335,066	3,227,545	3,542,654	3,948,623	4,101,238	4,283,399	3,892,781	3,670,659

※ 財政調整基金とは、年度によって生じる財源の不均衡を調整するために、財源に余裕がある年度に積み立てておくもので、市の預金のことです。

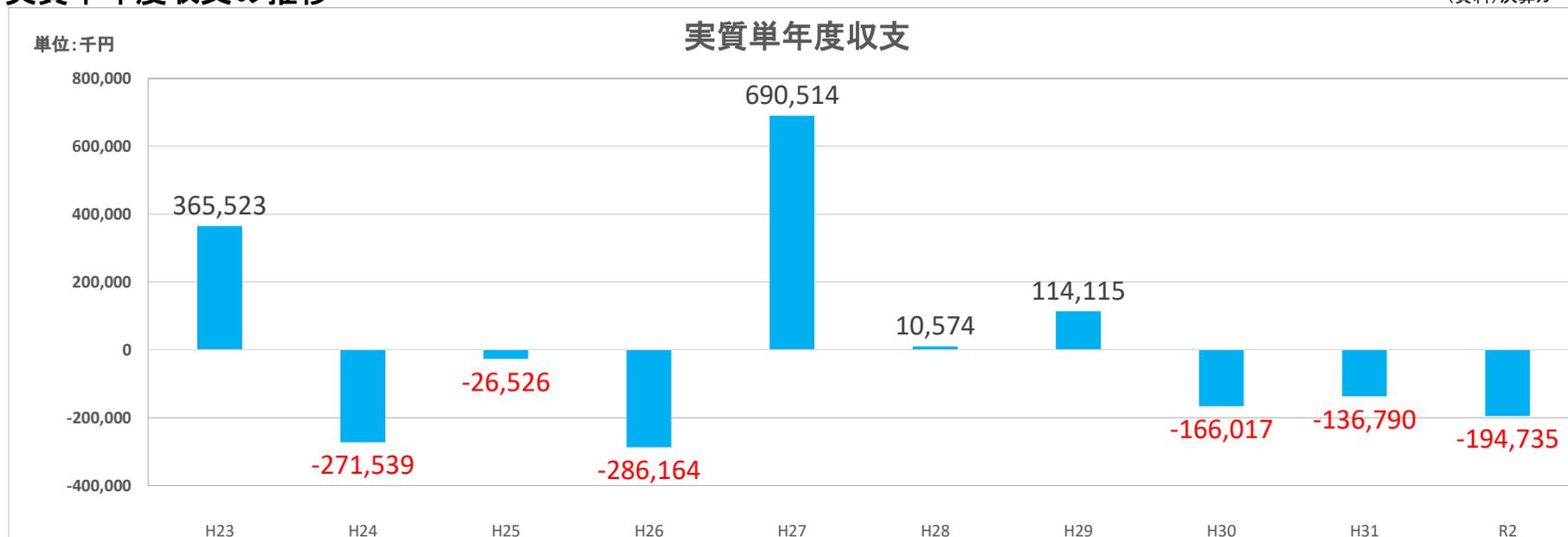
※ 特定目的基金とは、特定の事業の財源とするために市が資金を積み立てておく預金のことです。白井市には、公共施設の整備及び保全に必要な財源となる「公共施設整備保全基金」、寄付金を財源として寄附者の意向を反映した事業を展開する「まちづくり寄付金基金」などがあります。

単位：千円

特定目的基金	(内訳)
公共施設整備保全基金	656,691
まちづくり寄附金基金	181,588
千葉ニュータウン事業に係る白井市道等整備基金	635,883
森林環境譲与税基金	2,727

## ●実質単年度収支の推移

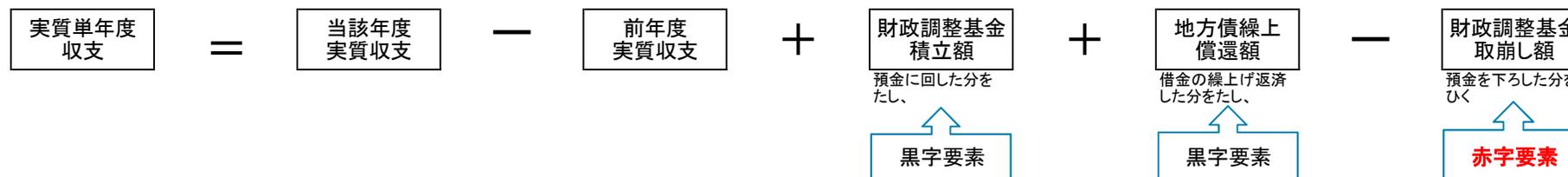
(資料)決算カード



### 【実質単年度収支】

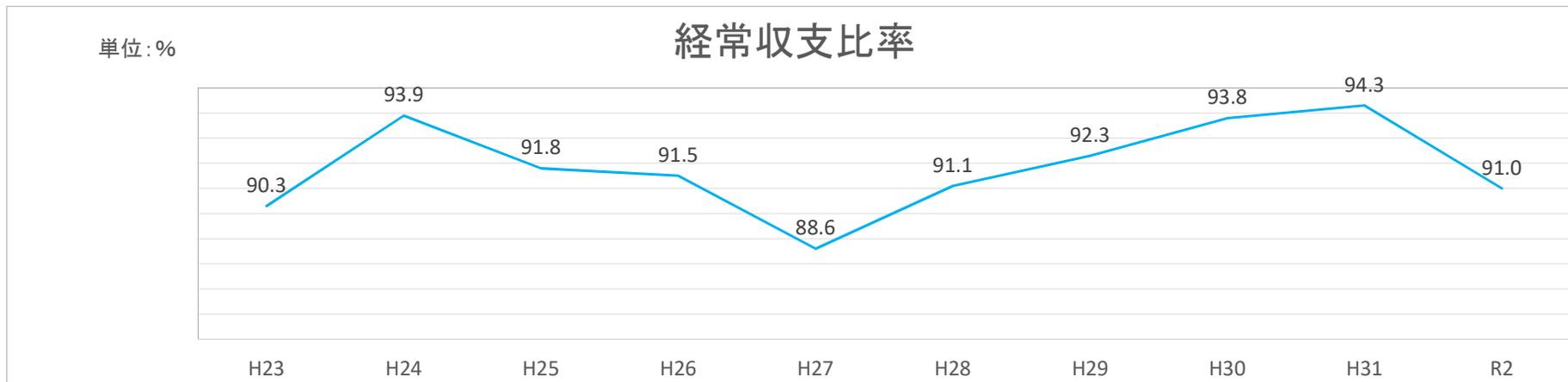
(資料)地方財政小辞典

単年度収支のなかには、実質的な黒字要素と赤字要素が含まれている。これらを控除した単年度収支を「実質単年度収支」という。  
 例えば財政調整基金への積立金や、後年度の債務を繰り上げて償還した地方債繰上償還金は実質的な黒字要素であり、当該年度にこのような措置をとらなかったならば、実質収支はそれだけ黒字額が増加したはずである。  
 また、当該年度の歳入に繰入金として計上されている過去の積立金の取崩額は実質的な赤字要素となったであろう。  
 もし、このような積立金を取り崩して使用することがなかったら実質収支の黒字が減少するか、あるいは赤字が増加することになったであろう。  
 このように当該年度に、これらの黒字、赤字の要素が歳入歳出面で措置されなかったとした場合、単年度収支がどのようになったかをみるのが実質単年度収支である。



## ● 経常収支比率の比率

(資料) 決算カード



### 【経常収支比率】

経常収支比率は、当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、次の式によって求められる。

$$\frac{\text{経経費充当一般財源 (A)}}{\text{経常一般財源総額 (B) + 減収補填債特例分 + 臨時財政対策債}} \times 100(\%)$$

この比率は、人件費、扶助費、公債費等の**義務的性格の経常経費**に、地方税、普通交付税、地方譲与税を中心とする**経常一般財源**収入がどの程度充当されているかをみることにより、当該団体の**財政構造の弾力性を判断するための指標**として用いられる。

この数値が100%に近いということは、経常的な収入で経常的な支出を賄えない状態にあるといえ、この場合、預貯金を取り崩すか、借金をしてかろうじて財政を支えているという状況です。

一般的に、経常収支比率は、70%から80%までが適正な範囲とされてきました。

しかし、この適正な水準は今から数十年以上も前に設定されている数値で、その頃市町村は、法律に基づく施策を中心に財政支出をしていた時代でした。一方、現在では、少子高齢化や環境問題、教育の振興、地域のまちづくりなど行政需要が複雑多岐にわたり、住民の要望にきめ細かく対応するための単独施策が増えている中で、当時設定された水準が今の時代に相応しいものか考える必要があります。(全国平均も90%超え)

この「適正」な水準を守ることに固執しすぎると、必要な施策が十分に手当されない可能性も考えられます。

類似団体(Ⅱ-3)との比較  
【令和2年度決算ベース】

●地方税収入

1人当たり(円)	順位
国立市	202,307 1
守谷市	173,566 2
稲城市	171,358 3
飯能市	154,292 4
日高市	150,911 5
東大和市	150,382 6
志木市	147,683 7
<b>白井市</b>	<b>147,591 8</b>
鶴ヶ島市	144,383 9
牛久市	143,399 10
白岡市	141,259 11
福生市	141,094 12
茂原市	139,363 13
桶川市	137,564 14
あきる野市	135,678 15
吉川市	134,853 16
北本市	133,961 17
蓮田市	132,997 18
龍ヶ崎市	132,882 19
清瀬市	132,249 20
四街道市	123,037 21

市民税、固定資産税、軽自動車税、  
たばこ税など。

●地方交付税

1人当たり(円)	順位
あきる野市	53,449 1
清瀬市	52,846 2
龍ヶ崎市	51,540 3
飯能市	44,883 4
福生市	43,709 5
蓮田市	42,181 6
北本市	35,065 7
桶川市	32,267 8
茂原市	31,746 9
四街道市	27,519 10
東大和市	26,666 11
白岡市	24,018 12
日高市	23,818 13
鶴ヶ島市	23,685 14
牛久市	23,529 15
志木市	23,203 16
吉川市	21,373 17
<b>白井市</b>	<b>17,546 18</b>
稲城市	8,878 19
守谷市	2,757 20
国立市	904 21

所得税、法人税、酒税、消費税といった  
国税の一定割合を財源として、国が一定  
基準により市に交付するもの。

●国庫支出金

1人当たり(円)	順位
清瀬市	203,560 1
福生市	203,428 2
東大和市	192,083 3
守谷市	184,935 4
国立市	180,566 5
飯能市	180,290 6
あきる野市	179,320 7
稲城市	175,208 8
志木市	175,024 9
日高市	172,396 10
茂原市	171,625 11
吉川市	171,481 12
四街道市	167,895 13
龍ヶ崎市	166,981 14
桶川市	165,655 15
鶴ヶ島市	164,434 16
蓮田市	163,936 17
牛久市	162,755 18
北本市	161,238 19
白岡市	160,742 20
<b>白井市</b>	<b>160,650 21</b>

国と市の共同事業で国の負担割合分を  
市に対して支出するもので、負担金、  
委託金などがある。

●県支出金

1人当たり(円)	順位
清瀬市	76,232 1
あきる野市	74,264 2
国立市	71,124 3
稲城市	71,057 4
東大和市	69,993 5
福生市	66,795 6
茂原市	26,892 7
守谷市	26,742 8
志木市	25,862 9
龍ヶ崎市	24,966 10
四街道市	24,385 11
鶴ヶ島市	24,214 12
日高市	23,715 13
牛久市	23,338 14
吉川市	23,211 15
飯能市	22,970 16
<b>白井市</b>	<b>22,246 17</b>
桶川市	22,064 18
蓮田市	22,011 19
北本市	20,804 20
白岡市	20,526 21

県が市に対して支出するもの。  
県が単独で交付するものと、国庫  
支出金を交付するものがある。

類似団体(Ⅱ-3)との比較  
【令和2年度決算ベース】

●地方債

1人当たり(円)	順位
清瀬市	43,722 1
茂原市	42,000 2
飯能市	40,643 3
志木市	39,265 4
あきる野市	34,752 5
桶川市	34,279 6
守谷市	34,211 7
日高市	30,392 8
龍ヶ崎市	27,087 9
牛久市	26,838 10
稲城市	25,597 11
鶴ヶ島市	24,152 12
<b>白井市</b>	<b>24,014 13</b>
吉川市	22,963 14
北本市	22,149 15
蓮田市	21,296 16
四街道市	19,102 17
東大和市	18,235 18
白岡市	17,376 19
福生市	13,663 20
国立市	11,883 21

市が、政府や銀行から調達する長期的な借入金。

●歳入合計

1人当たり(円)	順位
清瀬市	582,620 1
福生市	561,481 2
守谷市	552,787 3
あきる野市	528,200 4
国立市	520,231 5
飯能市	519,214 6
東大和市	518,934 7
稲城市	510,685 8
茂原市	493,205 9
日高市	487,646 10
志木市	477,561 11
龍ヶ崎市	469,987 12
鶴ヶ島市	460,292 13
蓮田市	453,976 14
牛久市	449,035 15
<b>白井市</b>	<b>445,902 16</b>
桶川市	443,203 17
北本市	440,814 18
吉川市	422,571 19
四街道市	422,119 20
白岡市	412,024 21

類似団体(Ⅱ-3)との比較  
【令和2年度決算ベース】

歳出(性質別)

●人件費

1人当たり(円)	順位
志木市	48,527 1
吉川市	49,709 2
牛久市	50,333 3
守谷市	51,949 4
北本市	52,074 5
白岡市	53,226 6
鶴ヶ島市	53,268 7
四街道市	54,873 8
白井市	55,242 9
東大和市	55,339 10
龍ヶ崎市	55,766 11
桶川市	56,098 12
日高市	58,136 13
あきる野市	58,733 14
稲城市	62,057 15
茂原市	63,090 16
飯能市	64,541 17
蓮田市	64,678 18
清瀬市	65,324 19
福生市	66,441 20
国立市	72,973 21

職員の給与や議員、特別職への報酬など。

●扶助費

1人当たり(円)	順位
白岡市	69,864 1
蓮田市	72,536 2
白井市	76,124 3
茂原市	76,356 4
北本市	76,568 5
飯能市	79,198 6
守谷市	80,227 7
牛久市	81,157 8
桶川市	84,028 9
鶴ヶ島市	84,849 10
日高市	87,970 11
龍ヶ崎市	88,564 12
四街道市	92,126 13
吉川市	92,200 14
志木市	97,668 15
稲城市	115,550 16
あきる野市	116,726 17
東大和市	134,407 18
国立市	134,592 19
福生市	140,217 20
清瀬市	145,585 21

社会保障制度の一環として現金や物品などを支給する費用。

●公債費

1人当たり(円)	順位
福生市	12,830 1
守谷市	15,718 2
東大和市	20,278 3
国立市	21,129 4
四街道市	22,069 5
稲城市	22,198 6
蓮田市	23,241 7
志木市	23,511 8
牛久市	24,138 9
白岡市	24,254 10
鶴ヶ島市	24,397 11
清瀬市	25,546 12
吉川市	26,932 13
白井市	27,815 14
日高市	28,725 15
あきる野市	30,126 16
桶川市	32,359 17
龍ヶ崎市	33,466 18
北本市	36,346 19
飯能市	39,553 20
茂原市	40,148 21

市債の元金、利子や一時借入金の利子を支払うための経費。

●物件費

1人当たり(円)	順位
茂原市	45,565 1
鶴ヶ島市	46,462 2
蓮田市	49,493 3
吉川市	49,620 4
白岡市	50,049 5
白井市	50,649 6
桶川市	54,375 7
国立市	54,628 8
四街道市	54,971 9
龍ヶ崎市	55,373 10
清瀬市	57,338 11
牛久市	57,425 12
日高市	58,020 13
志木市	58,482 14
あきる野市	58,667 15
稲城市	62,475 16
北本市	62,652 17
飯能市	63,295 18
東大和市	67,653 19
守谷市	71,651 20
福生市	77,100 21

消費的な費用の総称。旅費、需用費、役務費、委託料など。

類似団体(Ⅱ-3)との比較  
【令和2年度決算ベース】

●維持補修費

1人当たり(円)	順位
清瀬市	336 1
北本市	460 2
あきる野市	636 3
蓮田市	831 4
茂原市	1,273 5
守谷市	1,395 6
東大和市	1,453 7
稲城市	1,555 8
国立市	1,668 9
福生市	2,133 10
白岡市	2,258 11
龍ヶ崎市	2,522 12
桶川市	2,806 13
志木市	2,817 14
吉川市	2,871 15
鶴ヶ島市	3,246 16
牛久市	3,563 17
飯能市	3,594 18
白井市	3,834 19
日高市	3,955 20
四街道市	5,085 21

道路、公共用施設などを管理するための経費。

●補助費等

1人当たり(円)	順位
四街道市	115,998 1
桶川市	131,951 2
吉川市	132,586 3
蓮田市	132,766 4
北本市	134,600 5
日高市	135,414 6
稲城市	139,297 7
白岡市	142,094 8
牛久市	143,784 9
清瀬市	145,256 10
志木市	146,489 11
飯能市	147,504 12
東大和市	149,491 13
白井市	149,924 14
鶴ヶ島市	150,805 15
国立市	151,104 16
福生市	156,722 17
守谷市	157,272 18
茂原市	157,730 19
龍ヶ崎市	159,422 20
あきる野市	166,519 21

主に市が市内の団体などに補助するために交付する費用。

●繰出金

1人当たり(円)	順位
守谷市	23,041 1
稲城市	24,516 2
牛久市	25,685 3
吉川市	26,151 4
白井市	26,680 5
志木市	26,767 6
四街道市	27,215 7
白岡市	27,999 8
鶴ヶ島市	28,226 9
龍ヶ崎市	28,785 10
北本市	29,306 11
桶川市	29,904 12
日高市	32,184 13
飯能市	32,687 14
あきる野市	35,818 15
国立市	36,357 16
蓮田市	36,915 17
茂原市	37,245 18
東大和市	38,053 19
清瀬市	42,979 20
福生市	43,594 21

一般会計、特別会計、基金の間で相互に資金運用するための経費。

●積立金

1人当たり(円)	順位
茂原市	757 1
稲城市	1,740 2
白岡市	2,073 3
吉川市	3,097 4
飯能市	3,484 5
桶川市	3,596 6
龍ヶ崎市	4,914 7
あきる野市	6,376 8
志木市	8,946 9
国立市	9,632 10
白井市	10,414 11
四街道市	10,878 12
牛久市	11,509 13
東大和市	11,974 14
清瀬市	12,318 15
日高市	14,109 16
北本市	17,900 17
守谷市	18,043 18
鶴ヶ島市	22,164 19
蓮田市	22,178 20
福生市	26,822 21

財政運営を計画的に行うため、基金に積み立てるための経費。

類似団体(Ⅱ-3)との比較  
【令和2年度決算ベース】

●普通建設事業費

1人当たり(円)	順位
北本市	12,209 1
東大和市	16,653 2
福生市	20,311 3
白岡市	22,152 4
四街道市	23,220 5
吉川市	25,635 6
龍ヶ崎市	27,015 7
蓮田市	27,473 8
国立市	28,972 9
鶴ヶ島市	29,893 10
白井市	30,103 11
牛久市	31,524 12
あきる野市	32,541 13
日高市	37,174 14
志木市	38,808 15
桶川市	40,810 16
茂原市	51,845 17
飯能市	59,149 18
稲城市	66,674 19
清瀬市	71,997 20
守谷市	94,967 21

道路の新設や施設の増改築・新設  
などの建設事業に要する費用。

●歳出合計

1人当たり(円)	順位
白岡市	395,853 1
四街道市	404,907 2
吉川市	410,163 3
北本市	422,534 4
蓮田市	429,785 5
白井市	430,049 6
牛久市	430,156 7
桶川市	434,153 8
鶴ヶ島市	443,080 9
日高市	453,770 10
志木市	454,747 11
龍ヶ崎市	455,192 12
茂原市	482,368 13
稲城市	494,480 14
東大和市	495,576 15
飯能市	496,970 16
国立市	511,289 17
守谷市	514,879 18
あきる野市	520,557 19
福生市	549,992 20
清瀬市	566,111 21

類似団体(Ⅱ-3)との比較  
【令和2年度決算ベース】

歳出(目的別)

●議会費

1人当たり(円)	順位
茂原市	2,458 1
四街道市	2,626 2
龍ヶ崎市	2,665 3
牛久市	2,747 4
守谷市	2,801 5
飯能市	2,855 6
志木市	2,890 7
北本市	2,921 8
桶川市	2,945 9
蓮田市	3,019 10
<b>白井市</b>	<b>3,052 11</b>
鶴ヶ島市	3,142 12
日高市	3,201 13
吉川市	3,209 14
白岡市	3,281 15
国立市	3,338 16
福生市	3,369 17
東大和市	3,393 18
清瀬市	3,834 19
稲城市	3,879 20
あきる野市	4,615 21

市議会運営のための経費。

●総務費

1人当たり(円)	順位
吉川市	134,145 1
国立市	134,987 2
茂原市	136,394 3
桶川市	138,288 4
稲城市	138,904 5
四街道市	139,723 6
白岡市	140,889 7
<b>白井市</b>	<b>141,363 8</b>
牛久市	142,629 10
あきる野市	144,443 11
飯能市	144,474 12
日高市	148,766 13
東大和市	149,697 14
北本市	150,926 15
龍ヶ崎市	152,213 16
鶴ヶ島市	153,119 17
蓮田市	154,491 18
志木市	159,922 19
福生市	164,026 20
守谷市	181,218 21
清瀬市	192,549 22

人事、企画、財政、徴税、戸籍、統計など他部門に属さない事業に要する経費。

●民生費

1人当たり(円)	順位
牛久市	119,948 1
白岡市	124,244 2
<b>白井市</b>	<b>125,704 3</b>
北本市	127,038 4
蓮田市	129,344 5
龍ヶ崎市	129,522 6
桶川市	131,349 7
四街道市	134,312 8
鶴ヶ島市	134,379 9
茂原市	136,175 10
飯能市	136,809 11
吉川市	138,642 12
日高市	138,885 13
守谷市	148,385 14
志木市	152,725 15
稲城市	164,340 16
あきる野市	174,584 17
東大和市	202,484 18
福生市	209,791 19
国立市	211,692 20
清瀬市	221,343 21

障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉、生活保護福祉医療などの事業に要する経費。

●衛生費

1人当たり(円)	順位
吉川市	19,436 1
鶴ヶ島市	19,583 2
志木市	20,898 3
守谷市	21,030 4
白岡市	21,431 5
蓮田市	21,993 6
北本市	22,650 7
<b>白井市</b>	<b>25,153 8</b>
四街道市	27,001 9
清瀬市	27,384 10
桶川市	27,713 11
日高市	27,926 12
東大和市	28,620 13
牛久市	28,735 14
国立市	29,088 15
茂原市	30,919 16
飯能市	31,402 17
龍ヶ崎市	33,576 18
稲城市	34,197 19
福生市	42,332 20
あきる野市	45,883 21

健康対策、母子保健、廃棄物処理、公害対策などの事業に要する経費。

類似団体(Ⅱ-3)との比較  
【令和2年度決算ベース】

●労働費

1人当たり(円)	順位
白井市	0 1
茂原市	0 1
守谷市	1 2
鶴ヶ島市	18 3
牛久市	75 4
飯能市	125 5
龍ヶ崎市	176 6
北本市	197 7
志木市	205 8
日高市	353 9
東大和市	436 10
蓮田市	634 11
吉川市	635 12
四街道市	895 13
桶川市	899 14
白岡市	972 15
稻城市	978 16
清瀬市	1,576 17
国立市	2,212 18
あきる野市	2,341 19
福生市	3,492 20

勤労者対策等に要する経費。

●農林水産業費

1人当たり(円)	順位
志木市	452 1
東大和市	705 2
国立市	761 3
福生市	841 4
清瀬市	943 5
桶川市	952 6
稻城市	1,128 7
北本市	1,280 8
鶴ヶ島市	1,446 9
日高市	2,097 10
牛久市	2,177 11
四街道市	2,197 12
蓮田市	2,556 13
白岡市	2,723 14
吉川市	3,149 15
守谷市	3,351 16
白井市	3,800 17
あきる野市	5,631 18
龍ヶ崎市	6,276 19
飯能市	9,082 20
茂原市	9,448 21

農業振興などの事業に要する経費。

●商工費

1人当たり(円)	順位
四街道市	2,200 1
吉川市	2,603 2
桶川市	2,734 3
蓮田市	3,247 4
北本市	3,498 5
白岡市	3,651 6
白井市	3,694 7
国立市	3,725 8
東大和市	3,743 9
志木市	4,198 10
守谷市	4,540 11
清瀬市	4,604 12
龍ヶ崎市	4,967 13
稻城市	5,161 14
福生市	6,371 15
あきる野市	7,183 16
日高市	7,952 17
鶴ヶ島市	8,339 18
茂原市	9,368 19
飯能市	13,614 20
牛久市	13,808 21

商工業振興などの事業に要する経費。

●土木費

1人当たり(円)	順位
東大和市	17,063 1
北本市	21,090 2
四街道市	21,562 3
龍ヶ崎市	23,802 4
志木市	23,902 5
清瀬市	24,500 6
白井市	28,414 7
日高市	29,156 8
牛久市	29,409 9
吉川市	29,818 10
福生市	31,115 11
白岡市	31,385 12
稻城市	31,835 13
桶川市	32,624 14
蓮田市	34,227 15
茂原市	35,736 16
あきる野市	37,200 17
鶴ヶ島市	38,104 18
守谷市	40,148 19
国立市	42,572 20
飯能市	54,650 21

道路、河川、公園などの社会資本整備のための経費。

類似団体(Ⅱ-3)との比較  
【令和2年度決算ベース】

●消防費

1人当たり(円)		順位
志木市	11,283	1
稲城市	11,840	2
四街道市	11,952	3
白岡市	13,204	4
牛久市	13,243	5
清瀬市	13,514	6
国立市	13,959	7
北本市	14,366	8
蓮田市	15,468	9
東大和市	15,777	10
守谷市	16,289	11
桶川市	16,701	12
吉川市	16,711	13
鶴ヶ島市	16,902	14
龍ヶ崎市	17,313	15
あきる野市	17,657	16
茂原市	18,069	17
福生市	18,195	18
飯能市	19,558	19
白井市	20,525	20
日高市	22,562	21

火災、風水害、地震、消防団活動  
などの事業に要する経費。

●教育費

1人当たり(円)		順位
白岡市	30,180	1
吉川市	35,345	2
飯能市	36,741	3
四街道市	40,032	4
蓮田市	41,302	5
北本市	41,934	6
日高市	43,232	7
鶴ヶ島市	43,993	8
あきる野市	46,360	9
国立市	46,841	10
桶川市	47,422	11
清瀬市	50,273	12
白井市	50,530	13
龍ヶ崎市	50,862	14
志木市	52,321	15
東大和市	52,822	16
牛久市	53,305	17
福生市	54,500	18
茂原市	60,958	19
守谷市	80,075	20
稲城市	80,562	21

学校教育・生涯学習の充実、文化・  
スポーツ振興などの経費。

●災害復旧費

1人当たり(円)		順位
白井市	0	1
龍ヶ崎市	0	1
北本市	0	1
蓮田市	0	1
鶴ヶ島市	0	1
吉川市	0	1
白岡市	0	1
清瀬市	0	1
稲城市	0	1
牛久市	64	2
桶川市	165	3
四街道市	298	4
国立市	489	5
東大和市	558	6
守谷市	924	7
日高市	975	8
福生市	1,881	9
茂原市	2,265	10
志木市	2,872	11
飯能市	5,579	12
あきる野市	5,778	13

大雨、暴風、地震などの災害により  
被災した施設を復旧するための経費。

●公債費

1人当たり(円)		順位
福生市	12,830	1
守谷市	15,718	2
東大和市	20,278	3
国立市	21,129	4
四街道市	22,069	5
稲城市	22,198	6
蓮田市	23,241	7
志木市	23,511	8
牛久市	24,138	9
白岡市	24,254	10
鶴ヶ島市	24,397	11
清瀬市	25,546	12
吉川市	26,932	13
白井市	27,815	14
日高市	28,725	15
あきる野市	30,126	16
桶川市	32,359	17
龍ヶ崎市	33,466	18
北本市	36,346	19
飯能市	39,553	20
茂原市	40,148	21

市債を返済する元利償還金と一時  
的な借り入れの支払い利息のこと。

類似団体(Ⅱ-3)との比較  
【令和2年度決算ベース】

その他

●財政調整基金残高

1人当たり(円)		順位
福生市	53,471	1
志木市	39,219	2
守谷市	38,242	3
龍ヶ崎市	35,724	4
<b>白井市</b>	<b>34,723</b>	<b>5</b>
四街道市	32,725	6
茂原市	31,108	7
牛久市	30,751	8
稻城市	30,493	9
国立市	28,578	10
東大和市	28,191	11
蓮田市	26,445	12
北本市	21,547	13
あきる野市	20,507	14
鶴ヶ島市	19,639	15
白岡市	18,037	16
吉川市	17,243	17
清瀬市	17,020	18
日高市	16,331	19
桶川市	11,745	20
飯能市	10,551	21

財源に余裕がある年度に積み立てておくもので市の貯金のこと。

●特定目的基金残高

1人当たり(円)		順位
福生市	102,379	1
守谷市	59,845	2
国立市	53,124	3
四街道市	48,316	4
日高市	39,988	5
志木市	37,843	6
北本市	32,996	7
飯能市	30,000	8
清瀬市	29,617	9
稻城市	29,609	10
東大和市	27,996	11
鶴ヶ島市	25,786	12
龍ヶ崎市	23,441	13
<b>白井市</b>	<b>23,383</b>	<b>14</b>
牛久市	22,898	15
あきる野市	22,323	16
蓮田市	14,401	17
桶川市	14,113	18
白岡市	11,605	19
吉川市	5,799	20
茂原市	3,986	21

公共施設の整備など、特定の目的を計画的に実施できるよう積み立てる市の貯金のこと。

●地方債残高

1人当たり(円)		順位
福生市	124,062	1
守谷市	162,056	2
国立市	162,762	3
四街道市	215,783	4
白岡市	218,776	5
志木市	232,910	6
蓮田市	236,114	7
東大和市	239,210	8
鶴ヶ島市	251,120	9
稻城市	265,058	10
清瀬市	284,837	11
龍ヶ崎市	292,582	12
日高市	303,534	13
牛久市	307,193	14
あきる野市	316,386	15
吉川市	322,235	16
北本市	325,210	17
<b>白井市</b>	<b>338,121</b>	<b>18</b>
桶川市	343,152	19
飯能市	417,989	20
茂原市	453,185	21

市が、政府や銀行などから調達する長期的な借入金。